

身体的拘束等適正化（行動制限）に関する指針

1. 基本理念（施設における身体的拘束等の適正化に関する考え方）

入所利用者の生活の質を守るため、また人権擁護の観点から身体拘束・行動制限は原則的に行わない。

このためには、施設全体がそして本人やその家族も含め全員が身体拘束等の弊害を共通認識し強い意志を持って取り組むことが大事である。

但し、利用者、又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はチームでの十分な検討の上、必要な手続きを踏んで諸記録を残し行うが、解除にむけて継続的に検討していく。

◆身体拘束の定義

厚生労働省より示されている介護保険指定基準に示される項目を身体拘束・行動制限とする。禁止対象の行為は「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為」と定められており、具体的には次に掲げるものである。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しにように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用される。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

法人各施設では、身体拘束を適正化するため身体拘束等適正化委員会を設置する。なお、組織は権利擁護推進（支援）委員会に付属し一体的に運営する。また、委員会の開催はおおむね3か月に1回とする。

（1）委員会の設置目的

- ①施設内での身体拘束廃止および適正化に向けた現状把握と取組状況の確認
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の状況、検討及び手続きが適正に行われているか確認

- ③身体拘束適正化に関する職員教育の計画、実施
- ④身体拘束、高齢者虐待に関する規程及びマニュアル等の見直し

(2) 身体拘束等適正化委員会の構成員

- ①施設長（事務長）及び管理者
- ②看護職員
- ③生活相談員
- ④介護支援専門員
- ⑤理学もしくは作業等の療法士（リハビリ職員）
- ⑥管理栄養士
- ⑦介護職員
- ⑧※配置医師もしくは精神科医師 ※必要に応じて

3. 身体的拘束等の適正化のための職員教育に関する基本方針

ケアにかかわるすべての職員に対して、身体拘束の適正化と利用者の人権尊重の観点から適切なサービスの提供が行えるよう、知識と技術そして啓発を目的として教育をおこなう。

- ①新採用職員については年度当初に「基本研修」として計画、実施する。
- ②ケアにかかわるすべての職員については、適正化に関する教育を（年2回以上）おこなう。

4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

身体拘束を行う場合は、以下の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明、報告をする。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、別紙マニュアルに沿って適正に行う。

(1) 身体拘束が及ぼす弊害

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 身体的弊害 | 身体機能の低下などの外的弊害、食欲低下などの内的弊害、転倒事故、転落事故 |
| 精神的弊害 | 不安やあきらめ、認知症状の進行、家族への精神的苦痛、スタッフの士気の低下 |
| 社会的弊害 | 施設に対する不信、偏見 |

(2) 緊急やむを得ない場合

介護保険指定基準上緊急やむを得ない場合のみ身体拘束が認められており、それは以下の場合である。なお、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認、記録しそれらの手続きが極めて慎重に実施されているケースに限る。

| | |
|------|---|
| 切迫性 | 身体拘束を行なうことにより日常生活に与える悪影響を勘案しそれでもなお身体拘束を行なうことが必要となる程度まで利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いこと。 |
| 非代替性 | 如何なるときも身体拘束を行わず介護するすべての方法を検討し、利用者本人の生命や身体の保護をするという観点から他に変わる方法が存在しないことを複数のスタッフで確認すること。また、拘束自体も本人の状態に応じて最も少ない方法であること。 |
| 一時性 | 本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する。 |

(3) 実施する場合の手順

(別紙) 「身体拘束・行動制限 緊急やむを得ない場合のための実施、及び解除に向けた流れ」参照。

(4) 関係書式

- ①検討会議録 様式1
- ②保証人向け身体拘束に関する説明及び同意書 様式2
- ③身体拘束の実施についての変更・解除同意書 様式3
- ④経過観察記録 ケース記録

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) この指針については法人のホームページ等に掲載し公表する。
- (2) 各事業の身体的拘束等の状況及び個別の状況については、利用者及び家族関係者からの求めに応じ、閲覧することができるものとする。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

法人および各施設においては、関係機関や関連法人の協力の上、啓発や研修会をおこない、研鑽を深めることで高齢者介護において身体的拘束等が適正に取り扱われるように努める。

平成30年 6月1日 更新

身体拘束、行動制限 緊急やむを得ない場合の為の実施及び、拘束解除に向けた流れ

